

平成30年6月1日 制定
令和元年9月1日 一部改正
令和3年9月28日 一部改正

斑鳩町事後審査型制限付一般競争入札実施基準

第1 趣旨

この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び斑鳩町契約規則（昭和54年4月斑鳩町規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、斑鳩町が発注する建設工事において、入札後に落札候補者の入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たす場合に落札を決定する一般競争入札（以下「事後審査型制限付一般競争入札」という。）の実施について、必要な基準を定めるものとする。

第2 対象

この基準において、事後審査型制限付一般競争入札の対象は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）第2条第1項に規定する建設工事のうち、設計金額が5千万円以上の土木一式工事及び建築一式工事（以下「当該工事」という。）とする。

ただし、当該工事の特殊な事情等により、事後審査型制限付一般競争入札で実施することが困難な工事を除く。

第3 入札参加資格

事後審査型制限付一般競争入札に参加することができる資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるいずれの要件も満たす者とする。

(1) 政令及び業法等に規定する事項

- ア 政令第167条の4の規定に基づく一般競争入札の参加者の資格制限に該当しない者であること。
- イ 業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- ウ 業法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、規則第12条に規定する指名競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- エ 入札公告日から落札決定までの間に、斑鳩町工事等請負契約に係る入札参加停止要領に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- オ 当該工事に業法第26条で規定する監理技術者証の交付を受けた監理技術者を適正に配置できる者であること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 政令第167条の5の2の規定に基づき、当該工事に必要と認め、定める資格

ア 町の入札参加資格の工種が、当該入札に付する建設工事の工種と同じであること。

イ 業法に規定する経営事項審査結果通知書の期間が本契約締結（予定）日に有効であり、その総合評点が別表に掲げる基準以上の者であること。

ウ 入札に参加しようとする者及び前号オに規定する監理技術者は、過去10年間に当該建設工事と同種又は類似の施工実績（原則として国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公社、公団、事業団等）が発注し引継が完了したもの）を有する者であること。

エ その他個別の工事に応じて、町長が必要と認める資格を有する者であること。

第4 入札参加資格の設定

1 町長は、当該工事の発注にあたり、第3第1項第2号に規定する入札参加資格を設定するときは、斑鳩町契約審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り、その審議を経なければならない。

2 町長は、第3の入札参加資格を設定するにあたっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 当該工事の規模・内容及び施工技術等を勘案し、町内又は県内の業者で施工が可能である工事にあつては、入札参加資格に事務所等の所在に関する資格を定めることができること。

(2) 第3第1項第2号イの経営事項審査結果の総合評点の水準は、各工事の規模、技術的特性等を勘案し、建設業者の施工能力及び工事の質を確保する観点から必要なものでなければならないこと。

(3) 第3第1項第2号ウの過去の施工実績は、必要な程度を越えた厳しい条件とならないよう、個別の工事の特性に応じ、技術的観点から真に必要な条件を設定すること。このため、同種工事として認める工事の範囲の設定にあつては、施工上の技術的特性を勘案した上で支障がないと認める類似工法によるもの及び発注規模よりも小規模なものも認めること。

第5 入札の公告

1 町長は、事後審査型制限付一般競争入札を実施するときは、規則第2条に定める事項について入札の告示を行う。

2 町長は、入札期日の前日から起算して少なくとも15日前までに掲示その他の方法により告示を行う。ただし、急を要する場合には、その期間を短縮することができる。

第6 入札参加申請

事後審査型制限付一般競争入札に参加しようとする者は、入札書及び工事費内

訳書の提出をもって申請があったものとみなす。

第7 落札候補者の決定

- 1 町長は、事後審査型制限付一般競争入札においては、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。
- 2 町長は、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札候補者及び次順位者を決定することとし、落札候補者となるべき同価の入札をした者に対し、くじを引くことを辞退させてはならない。

第8 入札参加資格確認資料の提出

- 1 町長は、開札後に落札者とするための入札参加資格の確認を行うため、速やかに落札候補者に事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出を求めるものとする。
- 2 確認資料の提出を求められた落札候補者は、前項の提出を指示された日の翌日から起算して2日（斑鳩町の休日を定める条例（平成元年12月斑鳩町条例第38号。以下「休日条例」という。）に規定する休日を除く。日数計算については、第9及び第10において同じ。）以内に確認資料を持参により提出しなければならない。
- 3 町長は、落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

第9 入札参加資格の確認及び落札者の決定等

- 1 町長は、入札参加資格の確認を、第8第2項に定める確認資料の提出があった日の翌日から起算して2日以内に行うものとする。
- 2 町長は、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合は、その者を落札者と決定し、その旨を通知するものとする。なお、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合は、次順位者から順次審査を行い、落札者が確認できるまで行うものとする。
- 3 町長は、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合は、当該落札候補者に対して事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「結果通知書」という。）により通知するものとする。

第10 入札参加資格を有していないと認めた者に対する理由の説明

- 1 入札参加資格の確認結果に不服がある者は、結果通知書を受け取った日から起算して5日以内に、入札参加資格を有していないと認めた理由について、町長に書面により説明を求めることができる。
- 2 町長は、前項の要請があったときは、要請のあった日の翌日から起算して3日以内に説明を求めた者に書面で回答するとともに、委員会にその回答内容について報告しなければならない。

第 1 1 入札の執行の取消し又は中止

- 1 町長は、不正があると認められるとき又はその他の理由により競争の実益がないと認めるときは、その入札を取り消すことができる。
- 2 町長は、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

第 1 2 入札結果の公表

町長は、斑鳩町建設工事の入札及び契約情報等の公表に関する事務処理要領（平成 13 年 4 月 1 日施行）の規定に基づき、入札結果等を公表するものとする。

第 1 3 補則

この基準に定めるもののほか、この基準の実施に必要な事項は、別に定める。

付 則

この基準は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この基準の施行日以後に公告を行う事後審査型制限付一般競争入札について適用し、施行日前に公告を行う事後審査型制限付一般競争入札については、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和 3 年 9 月 28 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この基準の施行日以後に公告を行う事後審査型制限付一般競争入札について適用し、施行日前に公告を行う事後審査型制限付一般競争入札については、なお従前の例による。

別表

事後審査型制限付一般競争入札参加資格の総合評点基準

| 設計金額 工事の区分 | | 5千万円 以上 | 2億円以上 | 3億円以上 | 5億円以上 | |
|---------------|-----------------------|------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 2億円未満 | 3億円未満 | 5億円未満 | | |
| 土 | 道路改良工事 | 900点以上 | 1000点以上 | 1200点以上 | 1500点以上 | |
| | 橋梁工事 | 1000点以上 | 1200点以上 | 1500点以上 | 1500点以上 | |
| 木 | 河川工事 | 900点以上 | 1000点以上 | 1200点以上 | 1500点以上 | |
| 一 式 | 下 水 道 工 事 | (1) | 900点以上 | 1000点以上 | 1200点以上 | 1500点以上 |
| | | (2) | 1000点以上 | 1200点以上 | 1500点以上 | 1500点以上 |
| | | (3) | 1200点以上 | 1500点以上 | 1500点以上 | 1500点以上 |
| 建築一式 | | 1000点以上 | 1200点以上 | 1200点以上 | 1500点以上 | |

※ 下水道工事(2)は、施工区域が人口集中地区で、一般交通に係る十分な安全対策を確保できる技術水準を必要とする工事。下水道工事(3)は、施工区域が人口集中地区、公共施設等が所在する区域で、国道等主要交通の特段の安全対策を確保できる高い技術水準を必要とする工事。下水道(1)は、(2)、(3)を除く工事

※ ただし、社会情勢等により上記の表中、1200点以上及び1500点以上の総合評点について、200点を限度として引き下げることができる。

なお、この場合、斑鳩町契約審査委員会の議を経て決定するものとする。

また、建築一式の5億円以上については、工事の完成を担保するため、監理技術者を2名配置するものとする。

※ なお、設計金額5千万円以上2億円未満の土木一式工事及び建築一式工事については、町内基準を設定し、上記の表の総合評点に関わらず、斑鳩町建設工事請負業者資格審査要領第9の規定によるA等級を入札参加資格の対象とする。